

キーワードドリル	No.01 介護支援分野編 その①	得点 (1語5点)	点
空欄にあてはまる言葉・数字を記入/平仮名・カタカナでの記載も可			

Check	No.	問 題	解 答
<input type="checkbox"/>	01	平成18年度から介護予防ケアマネジメントを実施する機関として(1)が創設された。	地域包括支援センター
<input type="checkbox"/>	02	介護保険給付に関する処分等の審査請求を受理し、審理・裁決を行う専門の第三者機関を(2)という。	介護保険審査会
<input type="checkbox"/>	03	介護保険施設等への入所により当該施設に住所を変更する場合は、住所を移転する前の住所地であった市町村を保険者とする措置がとられる。これを(3)という。	住 所 地 特 例 じゅうしょちとくれい
<input type="checkbox"/>	04	居宅要介護者が、居宅または一定のサービス拠点に通所または短期間宿泊により、その拠点で介護や機能訓練を受けるサービスのことを(4)という。	小規模多機能型居宅介護
<input type="checkbox"/>	05	要支援者に対するケアマネジメントを(5)という。	介護予防支援
<input type="checkbox"/>	06	(6)額は、居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費の合計額について要介護度別に設定される。	区分支給限度基準(額)
<input type="checkbox"/>	07	認定にかかる審査・判定を行う機関である(7)は、市町村の附属機関として設置され、要介護者等の保健・医療・福祉に関する学識経験者によって構成される	介護認定審査会
<input type="checkbox"/>	08	第2号被保険者は、(8)を原因とする要支援、要介護状態であることが介護保険給付を受ける要件である。	特 定 疾 病 しゅべい
<input type="checkbox"/>	09	国は市町村間の介護保険に関する財政格差を調整するために20%の定率負担とは別に(9)金を交付する。	調整交付(金)
<input type="checkbox"/>	10	介護報酬の審査支払は、市町村の委託により(10)が行う。	国民健康保険団体連合会
<input type="checkbox"/>	11	介護保険法改正により、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう(11)サービスが創設された。	地域密着型(サービス)
<input type="checkbox"/>	12	都道府県は財政支援に係る事務として(12)の設置・運営を行う。	財 政 安 定 化 基 金 ざいせいあんていかききん
<input type="checkbox"/>	13	国保連には、請求の審査を行うため(13)が置かれる。	介護給付費審査委員会
<input type="checkbox"/>	14	第2号被保険者の保険料は、医療保険者が医療保険料の一部として徴収し、それを(14)に介護給付費・地域支援事業支援納付金として納付する。	社 会 保 険 診 療 報 酬 支 払 基 金 しんりょうほうしゅう
<input type="checkbox"/>	15	介護予防事業のうち、通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業などがあるのは、(15)施策である。	介護予防特定高齢者(施策)
<input type="checkbox"/>	16	介護予防一般高齢者施策の対象者は(16)被保険者である。	第1号(被保険者)
<input type="checkbox"/>	17	障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険法による給付が重複する場合は(17)が優先する。	介護保険法(の給付)
<input type="checkbox"/>	18	介護サービスの情報公表制度において、都道府県知事は介護サービス情報の報告調査を(18)に行わせることができる。	指定調査機関
<input type="checkbox"/>	19	第1号被保険者の介護保険料の徴収方法で、年金から天引きする形を(19)という。	特別徴収
<input type="checkbox"/>	20	ケアマネジメントの過程の中で、サービスの継続的な把握のことを(20)という。	モニタリング